解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

香川県高松市寺井町三二一番地二

有限会社イナライフ

清算人　稲毛　敬三

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福岡県北九州市若松区小糸町四番一〇号

有限会社ケイエルエス

清算人　金川　隆郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福岡県福岡市早良区次郎丸六丁目五―一―二〇二

旭陽株式会社

代表清算人　劉　梅

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福岡県福岡市博多区中洲中島町三番一五―一四〇七号

KMG株式会社

代表清算人　湊　和彦

解散公告

当社は、令和八年一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

鹿児島県出水市明神町二三五番地

有限会社まつや

清算人　新畑　公子

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十一月二十四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

秋田県大館市池内字中台七六番地

農事組合法人池内ファーム

清算人　若狭　功

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年二月十三日横浜市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

神奈川県横浜市泉区ゆめが丘三二番地

泉ゆめが丘土地区画整理組合

代表清算人　清水　隆男

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年一月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

神奈川県相模原市中央区相模原一丁目一番三二号

藤和相模原ハイタウン管理組合法人

清算人　柳沼　巧

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十五日新潟地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

新潟市西区内野町三九番地

宗教法人浄土眞宗北越金剛社

清算人　新保　政利

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

宮崎市大字島之内六七一四番地一

医療法人翔和会

清算人　皆内　康廣

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年一月九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

山口県光市大字岩田七〇一番地　観音教堂

清算人　國續美恵子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月一日開催の社員総会の決議並びに愛媛県西条保健所長の認可により、令和七年十一月二十日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

愛媛県西条市北条一六五八番地の一

医療法人田渕外科

清算人　田淵　三郎

解散公告（第二回）

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

沖縄県国頭郡国頭村字安田六二七番地一九

農事組合法人かわたファーム

清算人　與那嶺勝子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年一月七日福島地方裁判所会津若松支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

福島県会津若松市湊町大字共和乙一三〇五番地

禊教教湊分院教会

清算人　弁護士　川瀬　裕之

連絡先　福島県会津若松市大町一丁目九番二七号佐藤ビル二階

弁護士法人れいわ総合法律事務所

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月二十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

富山県中新川郡立山町西大森二七三

信行寺

代表清算人　村井　哲也

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年二月六日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月二十六日

愛知県長久手市下山一〇番地一

下山土地区画整理組合

代表清算人　寺島　孝典